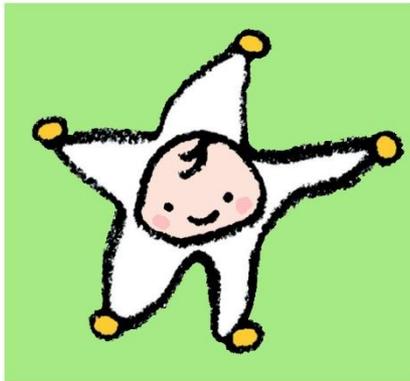


# 最近の母子保健行政の動向



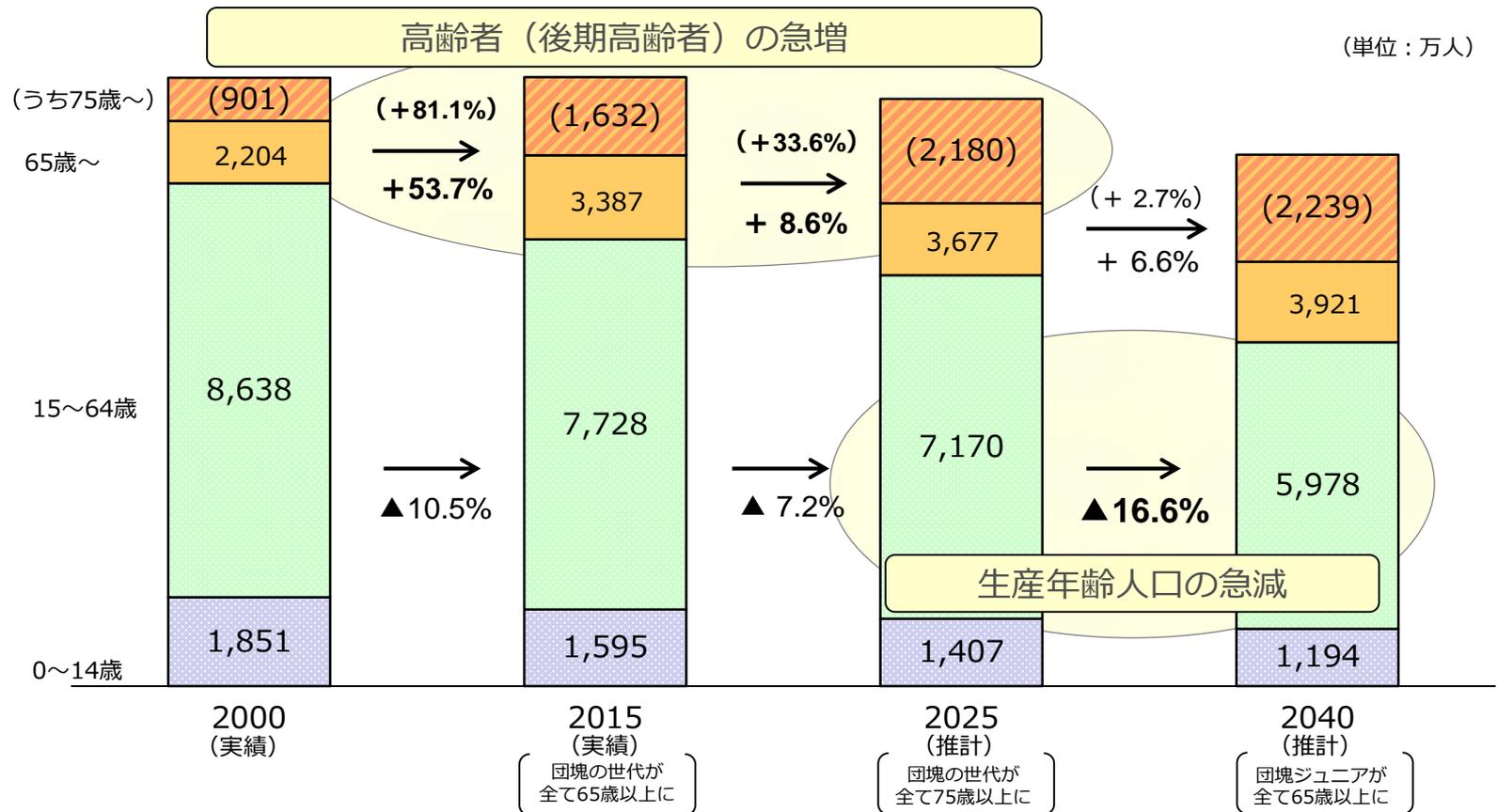
健やか親子21

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

# 2040年までの人口構造の変化

- 我が国の人口動態を見ると、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、高齢者人口の増加は緩やかになる。一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少が加速。

【人口構造の変化】

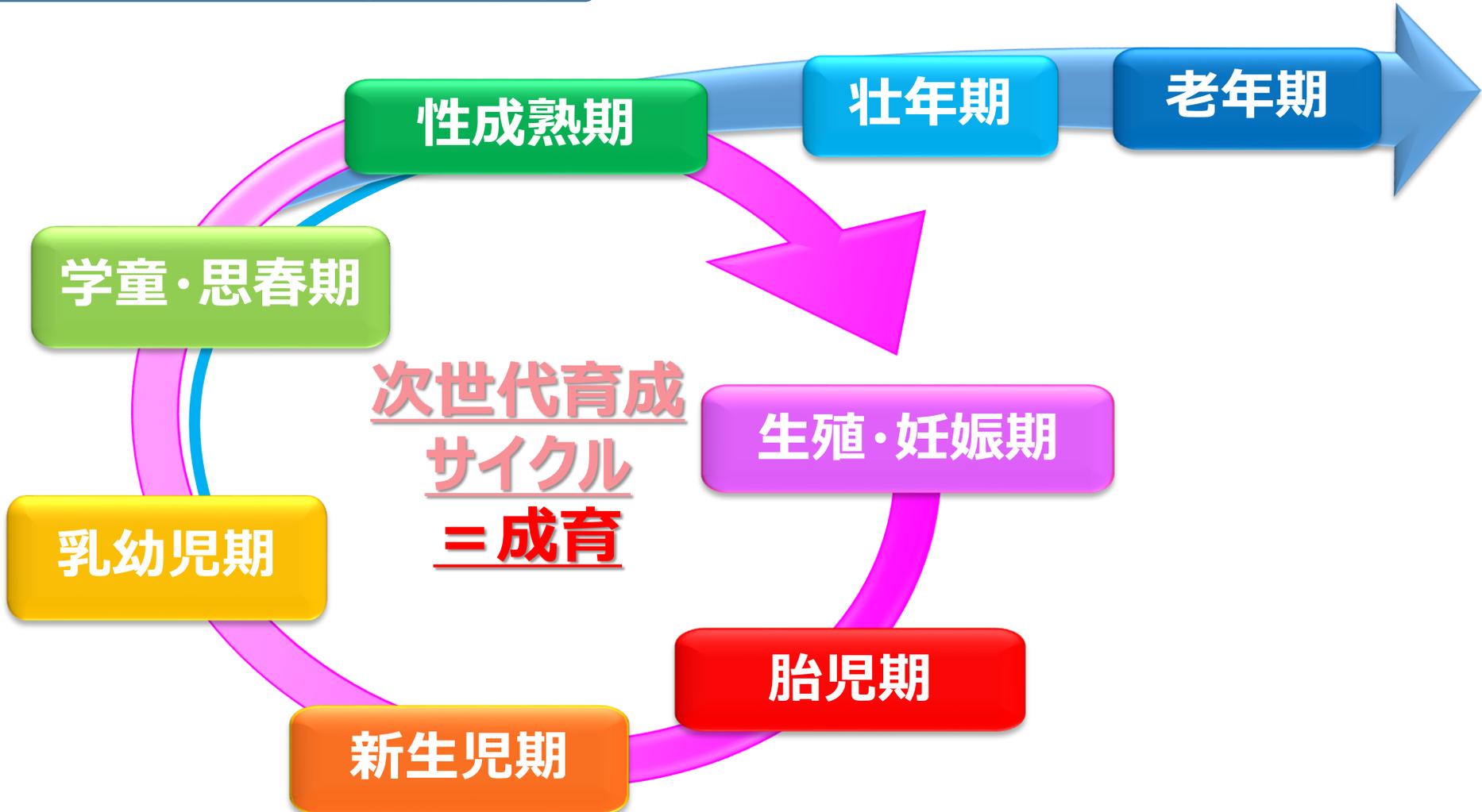


(出典) 総務省「国勢調査」「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」

# 成育の概念

ライフステージ説明図

個の成熟ステップ



# 成育基本法（略称）について

公布日：平成30年12月14日

## 名称

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）

## 法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

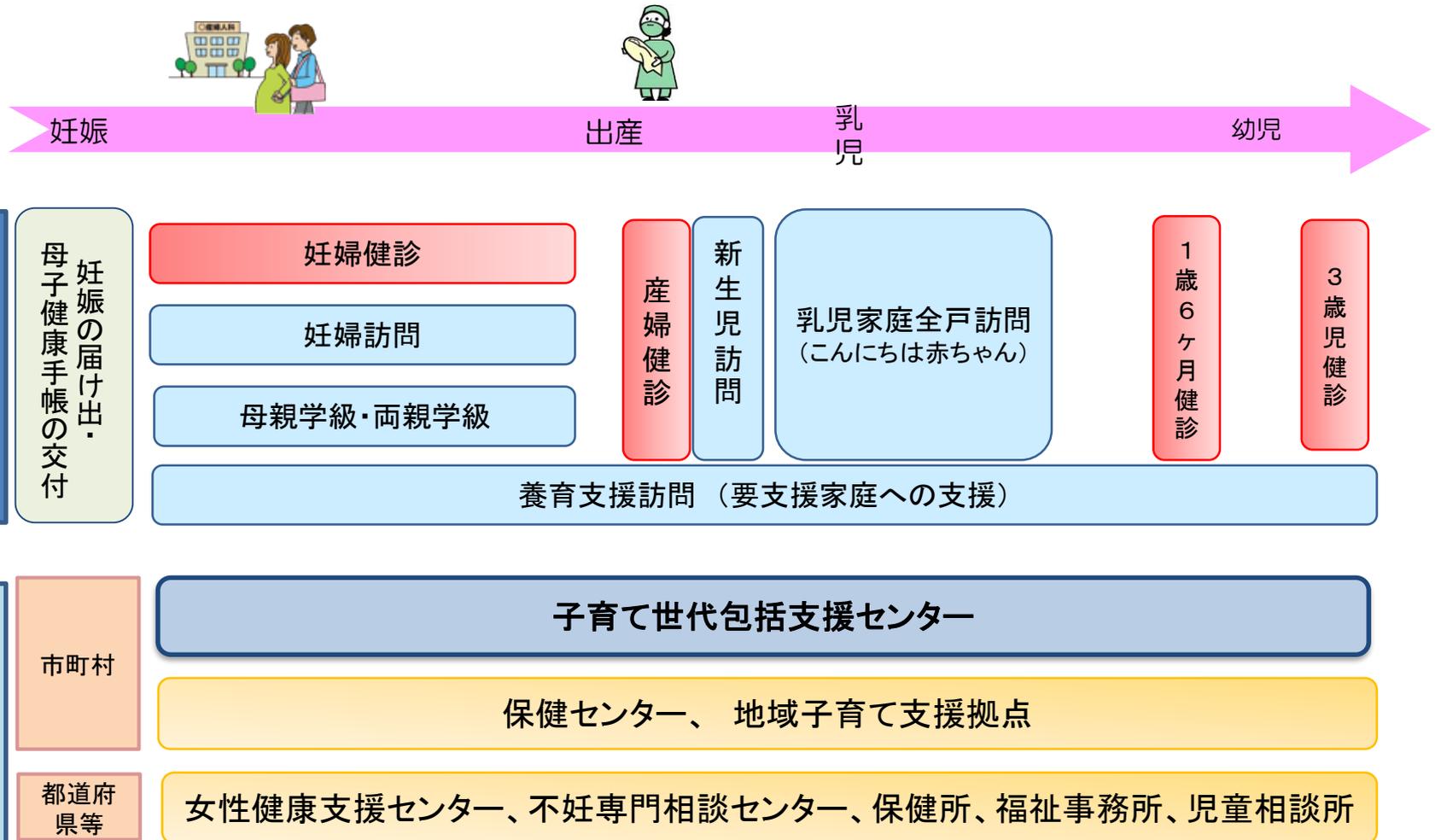
## 主な内容

- 定義
- 基本理念
- 国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務
- 関係者相互の連携及び協力
- 法制上の措置等
- 施策の実施の状況の公表
- 成育医療等基本方針の策定（閣議決定・公表・最低6年ごとの見直し）と評価
- 基本的施策：
  - 成育過程にある者・妊産婦に対する医療／成育過程にある者等に対する保健／教育及び普及啓発／記録の収集等に関する体制の整備等／調査研究
- 成育医療等協議会の設置

## 施行日

公布から一年以内の政令で定める日

# 妊娠・出産等に係る支援体制の概要



※妊婦健診費用については、全市町村において14回分を公費助成。  
また、出産費用については、医療保険から出産育児一時金として原則42万円を支給。

# 子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)
  - 実施市町村数: 761市区町村(1, 436か所)(2018年4月1日現在) ➢ **2020年度末までに全国展開**を目指す。
  - ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- 保健師
- 助産師
- 看護師
- ソーシャルワーカー

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ②妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③支援プランの策定
- ④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

※医師、歯科医師、栄養士・管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、心理職などの専門職の配置・連携も想定される。

	妊娠前	妊娠期	出産	産後	育児
サービス(現業部門)	妊娠に関する普及啓発	産前・産後サポート事業 妊婦健診	産婦健診	産後ケア事業 乳幼児健診	母子保健支援 子育て支援
	不妊相談	両親学級等	乳児家庭全戸訪問事業	予防接種	子育て支援策 ・保育所・認定こども園等 ・地域子育て支援拠点事業 ・里親・乳児院 ・養子縁組 ・その他子育て支援策
		養育支援訪問事業			

近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス

マネジメント(必須)

サービス(現業部門)

# データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書（概要）

## 【経緯】

- 2018年1月に厚生労働省「データヘルス改革推進本部」のもとに、新たに「乳幼児期・学童期の健康情報」プロジェクトチームが設置され、乳幼児期、学童期を通じた健康情報の利活用等について検討を進めることとなった。
- これを受け、同年4月に子ども家庭局長の下に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を設置し、乳幼児健診及び妊婦健診の健診情報の電子的記録様式の標準化及び電子化に関する検討を行った。

## 政府方針

### 乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討などに取り組み。

（経済財政運営と改革の基本方針 平成30年6月15日閣議決定）

PHR（Personal Health Record）について、平成32年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。そのため、予防接種（平成29年度提供開始）に加えて、**平成32年度から特定健診、乳幼児健診等の健診データの提供を開始することを目指す。**（未来投資戦略2018 平成30年6月15日閣議決定）

## 【中間報告書の主な内容】

### 1. 電子的に記録・管理する情報

- 乳幼児健診（3～4か月、1歳半、3歳）及び妊婦健診の健診情報にかかる「標準的な電子的記録様式」及び「最低限電子化すべき情報」を検討。

乳幼児健診・妊婦健診で把握される情報



標準的な電子的記録様式

最低限電子化すべき情報

	概要	例
標準的な電子的記録様式	本人又は保護者が自己の健康管理のために閲覧する情報で、市町村が電子化することが望ましい情報。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病及び異常の診察所見</li> <li>・ 新生児聴覚検査に関する情報</li> <li>・ 風疹抗体検査に関する情報</li> </ul>
最低限電子化すべき情報 ※妊婦健診は対象外	転居や進学の際に、他の市町村や学校に引き継がれることを前提として、市町村が必ず電子化する情報。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各健診時における受診の有無</li> <li>・ 診察所見の判定に関する情報</li> </ul>

### 2. 電子的記録の利活用について

「マイナンバー制度により管理」「特定の個人を識別する識別子はマイナンバー」

マイナポータルでの閲覧

市町村間での情報連携

（背景）・ 健診の実施主体たる市町村において情報が保有・管理されている  
・ マイナンバー制度に係る情報インフラが全国的に整備されている



- 生涯を通じたPHR制度構築の観点から、医療機関等においては、健診情報等をマイナンバーにより管理することとなっていないことも踏まえ、医療情報も含めた個人の健康情報を同一のプラットフォームで閲覧する方法等について今後検討が必要。
- 現状、学校そのものは、マイナンバー制度において番号利用を行うことができる行政機関、地方公共団体等として位置づけられていないため、学校健診情報と母子保健情報の連携に当たっては検討が必要。
- 市町村が精密健康診査対象者の精密健康診査結果を確認する際に、医療機関から返却される精密健康診査結果を効率的に照合する等の活用を進めることを念頭に、被保険者番号も把握する方向。

### 3. 今後の検討事項

- 引き続き検討が必要とされた主な課題。
  - ・ 電子的記録の保存年限
  - ・ 電子的記録の保存形式の標準化
  - ・ データ化する項目の定義や健診の質の標準化
  - ・ 学校健診情報との連携について
  - ・ 任意の予防接種情報の把握について
  - ・ 市町村における母子保健分野の情報の活用の在り方について
  - ・ ビッグデータとしての利用について
  - ・ 個人単位化される被保険者番号の活用にかかる検討も踏まえた医療等分野における情報との連携について など

# 標準的な電子的記録様式の項目一覧

※ 赤字は市町村が必ず電子化する項目  
(最低限電子化すべき項目)

## 妊婦健診

○各回の妊婦健康診査において実施する事項

- ・診察月日
- ・妊娠週数
- ・体重
- ・妊娠前の体重
- ・最終健診時体重・身長
- ・妊娠高血圧症候群
- ・妊娠糖尿病

○必要に応じた医学的検査の結果

- ・血液型等の検査
  - ・ABO血液型
  - ・Rh血液型
  - ・不規則抗体
- ・B型肝炎抗原検査
- ・C型肝炎抗体検査
- ・風疹抗体
- ・血算検査
  - ・ヘモグロビン
  - ・ヘマトクリット
  - ・血小板
- ・HTLV-1抗体検査
- ・子宮頸がん検診

○妊娠中と産後の歯の状態

- ・初回診査
- ・妊娠（週数）
- ・要治療のむし歯
- ・（ありの場合の本数）
- ・歯石
- ・歯肉の炎症

○出産の状態

- ・妊娠期間
- ・娩出日時
- ・分娩経過
- ・分娩方法
- ・分娩所要時間
- ・出血量
- ・出血量
- ・輸血（血液製剤を含む）の有無

○出産時の児の状態

- ・性別
- ・数
- ・体重
- ・身長

## 乳幼児健診

基本情報	3～4か月児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診
	各共通項目		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診受診日</li> <li>・身長</li> </ul> (出生時の身体計測値含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診受診時月齢</li> <li>・体重</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胸囲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頭囲</li> </ul>
<妊娠及び分娩歴> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中の特記事項</li> <li>・妊娠高血圧症候群</li> <li>・尿蛋白</li> <li>・尿糖</li> <li>・高血圧／浮腫</li> <li>・貧血</li> <li>・糖尿病</li> <li>・多胎妊娠</li> <li>・分娩時の特記事項</li> <li>・帝王切開術</li> <li>・骨盤位</li> <li>・在胎週数</li> <li>・出生時の特記事項</li> <li>・新生児期の特記事項</li> <li>・栄養方法</li> <li>・先天性代謝異常等検査</li> <li>・新生児聴覚検査                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・初回検査</li> <li>・再検結果</li> <li>・精密検査</li> </ul> </li> </ul> <発達> <ul style="list-style-type: none"> <li>・笑う</li> <li>・追視</li> <li>・定頸</li> <li>・人の声のする方に向く</li> <li>・おもちゃをつかむ</li> <li>・お座り</li> <li>・発語</li> <li>・ひとり歩き</li> <li>・二語文</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的発育状況</li> <li>・血液系</li> <li>・消化器系</li> </ul> </li> <li>・けいれん</li> <li>・股関節</li> <li>・斜頸</li> <li>・股関節開排制限</li> <li>・代謝系</li> </ul>	診察所見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神発達</li> <li>・皮膚</li> <li>・泌尿生殖器系</li> <li>・運動機能</li> <li>・循環器系</li> <li>・先天性の身体的特徴</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱性けいれん</li> <li>・視覚</li> <li>・聴覚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神経系・感覚器系</li> <li>・呼吸器系</li> </ul> <検尿> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蛋白</li> <li>・糖</li> <li>・潜血</li> </ul> <眼科所見> <ul style="list-style-type: none"> <li>・判定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・視力（両目・右眼・左眼）</li> <li>・眼位異常</li> </ul> </li> </ul> <耳鼻咽喉科所見> <ul style="list-style-type: none"> <li>・判定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴力（難聴）（右・左）</li> </ul> </li> </ul>
		歯科所見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・判定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・むし歯の状態</li> <li>・歯肉・粘膜</li> </ul> </li> <li>・未処置のむし歯</li> <li>・処置済のむし歯</li> <li>・かみ合わせ</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養</li> </ul>	育児環境等	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母乳</li> <li>・離乳</li> </ul>	
		精密健康診査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・（健康診査依頼）日付</li> <li>・（精密検査受診）日付</li> </ul> ・所見又は今後の処置	

# 「健やか親子21」とは

- 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したものの
- 第1次計画(2001年～2014年)・第2次計画(2015年度～2024年度)

## 「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現

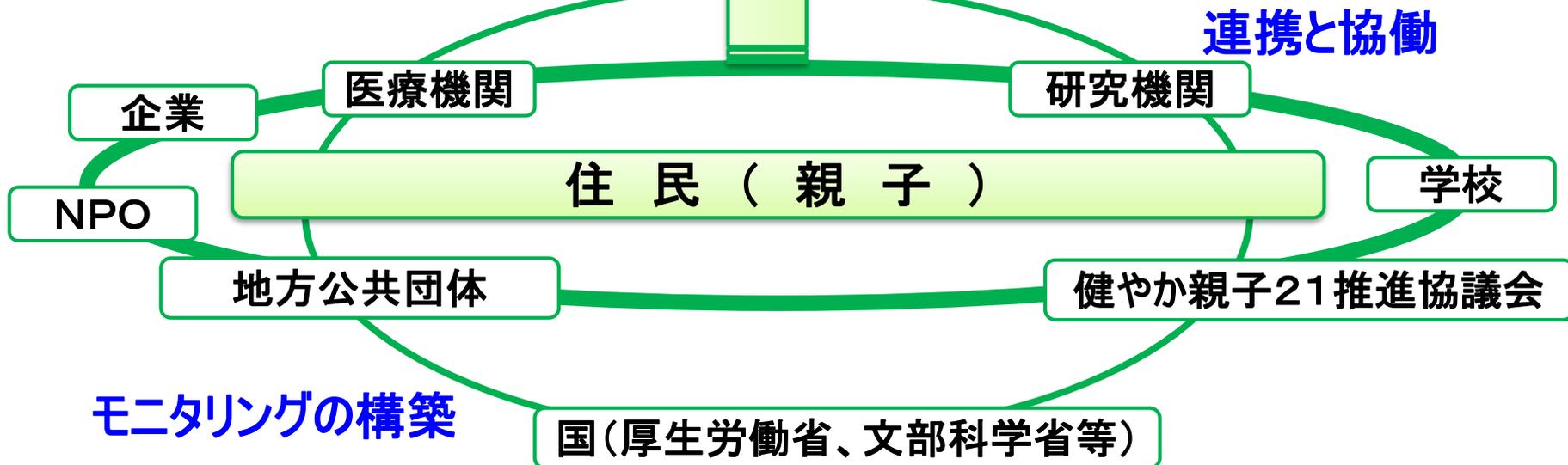
【基盤課題A】  
切れ目ない妊産婦・  
乳幼児への  
保健対策

【基盤課題B】  
学童期・思春期から  
成人期に向けた  
保健対策

【基盤課題C】  
子どもの健やかな  
成長を見守り育む  
地域づくり

【重点課題①】  
育てにくさを感じる  
親に寄り添う支援

【重点課題②】  
妊娠期からの  
児童虐待防止対策



# 「健やか親子21(第2次)」のスケジュール

関係者や関係機関・団体が一体となって、「すべての子どもが健やかに育つ社会」を築いていけるよう推進を図っていく

年度	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)	...	2024
全体	2015年度(H27年度)～第2次開始		中間評価		終了 第2次
国	<p>・母子保健課調査等の実施(指標のモニタリング)</p> <p>・強化が必要な課題の整理 ・指標の適切な調査方法の周知</p> <p>・母子保健課調査や定期調査で把握できない指標の調査実施 ・中間評価に向けた課題の整理(新たに取り組むべき課題含む)</p> <p>検討会開催</p> <p>最終評価・次期計画検討</p>				
地方公共団体	<p>・地域格差縮小のため、地域の実情に応じた母子保健計画の策定・推進・評価を実施 ・母子保健課調査への協力(乳幼児健診問診項目、母子保健事業の実施状況調査)</p> <p>・乳幼児健診問診項目中間評価前年度追加項目の調査協力</p> <p>中間評価・計画修正等</p>				
推進協議会	<p>・総会(年間1回程度:取組の共有・方針の決定)、幹事会(年間3回程度)の開催</p> <p>・団体同士の連携した取組推進に向けた体制の強化 ・取組の共通テーマを検討</p> <p>→ テーマグループごとに取り組む推進</p> <p>・重点的に取り組むべき課題の解決に向けた取組の推進を図る</p> <p>→ 共通テーマについて専門的な立場から推進</p>				
応援メンバー	「健やか親子21」の趣旨に賛同する企業・団体等が参画し、その趣旨に沿った活動の推進に努める				
普及・啓発	<p>・ホームページの運用強化</p> <p>・マタニティマーク</p> <p>・妊産婦の食育</p> <p>・啓発に関する検討</p> <p>・計画に沿った啓発</p> <p>→ 計画的な啓発</p>				

## 1. 背景

- 本ガイドについては、授乳及び離乳の望ましい支援の在り方について、妊産婦や子どもに関わる保健医療従事者を対象に、所属する施設や専門領域が異なっても、基本的事項を共有し一貫した支援を進めるために、平成19年3月に作成。
- 本ガイドの作成から約10年が経過するなかで、科学的知見の集積、育児環境や就業状況の変化、母子保健施策の充実等、授乳及び離乳を取り巻く社会環境等の変化がみられたことから、有識者による研究会を開催し、本ガイドの内容の検証及び改定を検討。

## 2. ガイドの基本的な考え方

- (1) 授乳及び離乳を通じた育児支援の視点を重視。親子の個別性を尊重するとともに、近年ではインターネット等の様々な情報がある中で、慣れない授乳及び離乳において生じる不安やトラブルに対し、母親等の気持ちや感情を受けとめ、寄り添いを重視した支援の促進。
- (2) 妊産婦や子どもに関わる多機関、多職種の保健医療従事者※が授乳及び離乳に関する基本的事項を共有し、妊娠中から離乳の完了に至るまで、支援内容が異なることのないよう一貫した支援を推進。

※医療機関、助産所、保健センター等の医師、助産師、保健師、管理栄養士等

## 3. 改定の主なポイント

### (1) 授乳・離乳を取り巻く最新の科学的知見等を踏まえた適切な支援の充実

食物アレルギーの予防や母乳の利点等の乳幼児の栄養管理等に関する最新の知見を踏まえた支援の在り方や、新たに流通する乳児用液体ミルクに関する情報の記載。

### (2) 授乳開始から授乳リズムの確立時期の支援内容の充実

母親の不安に寄り添いつつ、母子の個別性に応じた支援により、授乳リズムを確立できるよう、子育て世代包括支援センター等を活用した継続的な支援や情報提供の記載。

### (3) 食物アレルギー予防に関する支援の充実

従来ガイドでは参考として記載していたものを、近年の食物アレルギー児の増加や科学的知見等を踏まえ、アレルゲンとなりうる食品の適切な摂取時期の提示や、医師の診断に基づいた授乳及び離乳の支援について新たな項目として記載。

### (4) 妊娠期からの授乳・離乳等に関する情報提供の在り方

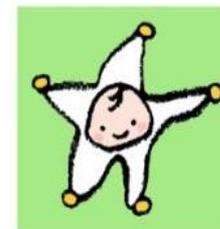
妊婦健康診査や両親学級、3～4か月健康診査等の母子保健事業等を活用し、授乳方法や離乳開始時期等、妊娠から離乳完了までの各時期に必要な情報を記載。

# ご清聴ありがとうございました。

皆さんで、子どもが健やかに育つ社会を築くための取組です。

厚生労働省ではすべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、関係者と一体となって「**健やか親子21**」を推進しています。

妊娠中から子育て中の親子とそのご家族が、自らの健康に関心を持ち、学校や企業等も含めた地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を孤立させないよう温かく見守り支える地域づくりをすることを目指しています。



健やか親子21